

堺市告示第277号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第5条第1項の規定に基づき、令和6年能登半島地震による被災者に対する市税の申告等の期限の延長について（令和6年堺市告示第7号）において、別に市長が定める日まで期限を延長することとした当該市長が定める日のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人並びに主たる事務所又は事業所を有する個人及び法人に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までに到来するものについて、令和6年7月31日とする。

令和6年7月5日

堺市長 永藤英機

都道府県名	地域
富山県	富山県
石川県	金沢市 小松市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 野々市市 能美郡川北町 河北郡津幡町 河北郡内灘町 羽咋郡宝達志水町 鹿島郡中能登町